②居住誘導区域における届出について

（都市機能誘導区域における届出の有無については、別途確認が必要です。都市機能誘導区域における届出は、p2,3をご確認ください。）

松戸市立地適正化計画において定められた居住誘導区域**外**で一定の行為を行う場合は、その行為に着手する日の**30日前まで**に届出が必要になります。　※開発許可・建築確認等の申請前に届出書の提出をお願いします。

居住誘導区域に係る届出フローチャート

居住誘導区域外の場合

計画している建物が

住宅等の場合

①開発行為（都市計画法第4条第12項）
- 3戸以上の住宅等の建築目的の開発行為
- 1戸又は2戸の住宅等の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

②建築等行為
- 3戸以上の住宅等を新築しようとする場合
- 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅等とする場合

※１つの事業に対し、開発時・建築時と２種類の届出書があります。

①開発行為届出必要
②建築等行為届出必要

左記以外の行為

住宅等以外の場合

届出不要

居住誘導区域内の場合

届出不要

※都市機能誘導区域における届出の有無については、別途確認が必要です。

急傾斜地崩壊危険区域内・土砂災害特別警戒区域内は居住誘導区域外となり、上記の居住誘導区域外のフローチャートのとおりとなります。位置については、千葉県東葛飾土木事務所にてご確認ください。

【開発行為】

例１）３戸以上の開発行為　**届出必要**



例２）1,300 ㎡　１戸の開発行為　**届出必要**



例３）800 ㎡　２戸の開発行為　**届出不要**



【建築等行為】

例４）３戸以上の建築行為　**届出必要**



例５）１戸の建築行為　**届出不要**



お問い合わせ先：松戸市　街づくり部　都市計画課　電話　047-366-7372

松 やさシティ まつど。

松戸市立地適正化計画に係る届出について

R8.10.19

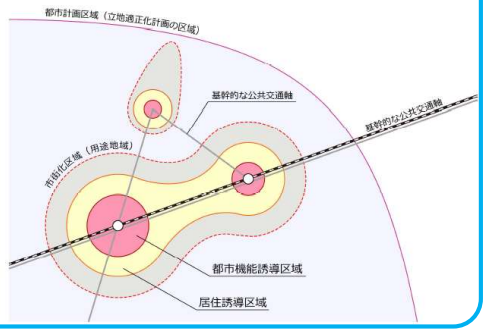
立地適正化計画について

立地適正化計画とは？

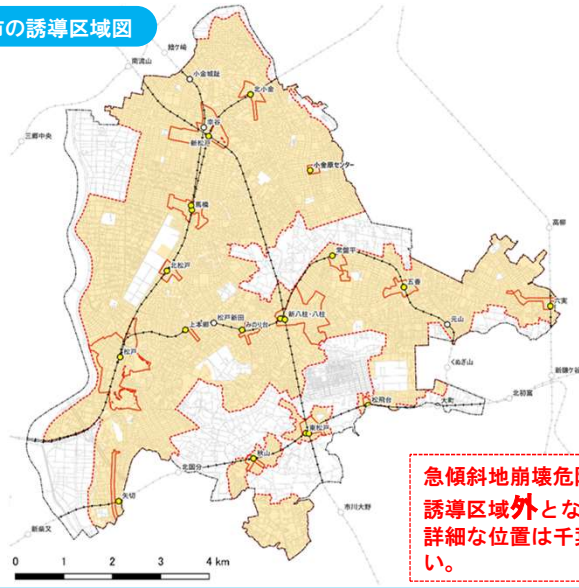
- 立地適正化計画は、全国的な人口減少や高齢化に対応したまちづくりを進めるべく、都市再生特別措置法が改正され、平成26年に制度化されたものです。
- 本計画により、商業・医療・福祉などの民間施設を含めた各種生活サービス機能や住居等を計画的に誘導するとともに、公共交通の充実により、生活サービス機能へアクセスしやすい環境を整えることで、コンパクト・プラス・ネットワーク型のまちづくりを目指すものです。

都市機能誘導区域
商業・医療・福祉等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導・維持し、各種サービスの効率的な提供を図る区域

居住誘導区域
一定エリアにおいて人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう誘導すべき区域



松戸市の誘導区域図



凡例
- 行政区域
- 市街化区域
- 居住誘導区域
- 都市機能誘導区域

急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害特別警戒区域は、居住誘導区域外となります。
詳細な位置は千葉県東葛飾土木事務所にてご確認ください。

立地適正化計画における届出について

誘導区域外での誘導施設の整備や住宅開発等の動きを把握するため、都市再生特別措置法の規定により、下記の届出が義務付けられています。

①都市機能誘導区域における届出

②居住誘導区域における届出

※１つの土地に対し、「都市機能誘導区域における届出」と「居住誘導区域における届出」を確認する必要があります。次ページより、両方の区域における届出をご確認ください。

①都市機能誘導区域における届出について

（居住誘導区域における届出の有無については、別途確認が必要です。居住誘導区域における届出は、p4をご確認ください。）

松戸市立地適正化計画において定められた都市機能誘導区域**内・外**で一定の行為を行う場合は、その行為に着手する日の**30日前まで**に届出が必要になります。　※開発許可・建築確認等の申請前に届出書の提出をお願いします。

都市機能誘導区域に係る届出フローチャート

都市機能誘導区域外の場合

計画している建物が、右表の“**松戸市で定める誘導施設**”に

該当する

①開発行為（都市計画法第4条第12項）
- 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為

②建築等行為
- 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

※１つの事業に対し、開発時・建築時と２種類の届出書があります。

①開発行為届出必要
②建築等行為届出必要

該当しない

左記以外の行為

届出不要

都市機能誘導区域内の場合

計画している建物が、右表の“**松戸市で定める誘導施設**”に

該当する

計画している誘導施設が、右表の該当する都市機能誘導区域においての位置付けが

ある（○）

誘導施設を休止・廃止する場合

休廃止の届出必要

左記以外の行為

ない（―）

①開発行為
- 上記と同様

②建築等行為
- 上記と同様

※１つの事業に対し、開発時・建築時と２種類の届出書があります。

①開発行為届出必要
②建築等行為届出必要

左記以外の行為

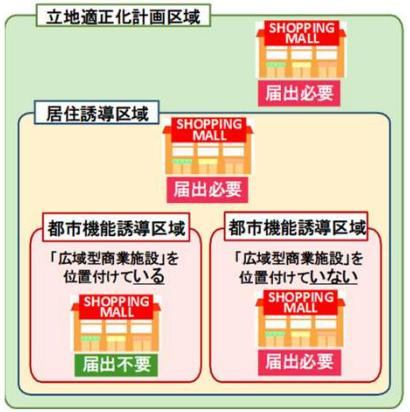
該当しない

届出不要

■各都市機能誘導区域に位置付ける誘導施設一覧

松戸市で定める誘導施設		各都市機能誘導区域															
		松戸駅周辺	新松戸駅周辺	新八柱・八柱駅周辺	東松戸駅周辺	北松戸駅周辺	馬橋駅周辺	北小金駅周辺	上本郷駅周辺	みのり台駅周辺	常盤平駅周辺	五香駅周辺	矢切駅周辺	秋山駅周辺	松飛台駅周辺	六実駅周辺	小金原センター周辺
行政	市役所（本庁舎）	○	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	市役所（支所）	―	○	―	○	―	○	○	―	―	○	―	○	―	―	○	○
	行政サービスセンター	○	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
こども・子育て	児童館機能施設	○	○	○	○	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	小規模保育事業所（駅前・駅中保育所）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
	病児・病後児保育室	○	○	○	○	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
商業	広域型商業施設（店舗面積10,000㎡以上）	○	○	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	地域型商業施設（店舗面積1,000㎡以上10,000㎡未満）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	コンベンションホール（ホテル併設含む）	○	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
金融	銀行等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
教育・文化	図書館（本館）	○	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	図書館（地域館）	―	○	―	○	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	市民会館	○	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	歴史資料館・美術関連施設	○	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	大学	○	○	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―

【例：広域型商業施設を建築等する場合】



【例：広域型商業施設を休止・廃止する場合】

